

教育委員会定例会事項書

令和5年2月14日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 64号 職員の懲戒処分について

議案第 65号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 66号 令和4年度改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案

議案第 67号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第11号)(教育委員会関係)について

4 報 告 題

報告 1 令和5年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年1月27日(金)

開会 13時30分

閉会 14時39分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第57号 三重県指定文化財の指定について

議案第58号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

議案第59号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第60号 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例案

議案第61号 令和5年度三重県一般会計予算(教育委員会関係)について

議案第62号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第10号)(教育委員会関係)について

議案第63号 損害賠償の額の決定及び和解について

5 請願陳情の付議の結果

請願19 部活動への参加のあり方を書面で確認することを求める請願について

請願20 部活動の実績を垂れ幕等で広報に用いないことを求める請願について

請願19、請願20については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 議会の議決すべき事件以外の契約等について

報告2 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験及び三重県立特別支援学校自立活動
教員採用選考試験及び三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登
載試験の結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第65号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年2月14日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）
 三重県教育委員会規則 第二十一号

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 前二条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を二級から特二級に在級させることなく三級に職員を昇格させた場合には、当該三級を二級の一級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が一級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を三級から特二級に在級させることなく二級に職員を降格させた場合には、当該二級を三級の一級下位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第7 (第22条関係) 昇格時号給対応表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr><td>59</td><td>33</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>61</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>62</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>63</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>64</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>65</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>66</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>67</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>68</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>71</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>74</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>75</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>76</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>77</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>78</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2級	特2級	3級	4級	(略)	(略)	(略)			59	33				60	34				61	34				62	34				63	35				64	35				65	35				66	36				67	36				68	36				69	37				70	38				71	39				72	40				73	41				74	41				75	42				76	42				77	43				78	43				<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 前二条の規定により職員を昇格させた場合(高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級二級から三級に昇格させた場合を除く。)で当該昇格が一級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 職員が降格させた場合で当該降格が一級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第7 (第22条関係) 昇格時号給対応表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr><td>59</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td>34</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>61</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>62</td><td>35</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>63</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>64</td><td>36</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>66</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>67</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>68</td><td>38</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>69</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td>39</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>71</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>74</td><td>42</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>75</td><td>43</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>76</td><td>44</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>77</td><td>45</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>78</td><td>45</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2級	特2級	3級	4級	(略)	(略)	(略)			59	34				60	34				61	35				62	35				63	36				64	36				65	37				66	37				67	38				68	38				69	39				70	39				71	40				72	40				73	41				74	42				75	43				76	44				77	45				78	45			
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																			
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																			
59	33																																																																																																																																																																																																																																				
60	34																																																																																																																																																																																																																																				
61	34																																																																																																																																																																																																																																				
62	34																																																																																																																																																																																																																																				
63	35																																																																																																																																																																																																																																				
64	35																																																																																																																																																																																																																																				
65	35																																																																																																																																																																																																																																				
66	36																																																																																																																																																																																																																																				
67	36																																																																																																																																																																																																																																				
68	36																																																																																																																																																																																																																																				
69	37																																																																																																																																																																																																																																				
70	38																																																																																																																																																																																																																																				
71	39																																																																																																																																																																																																																																				
72	40																																																																																																																																																																																																																																				
73	41																																																																																																																																																																																																																																				
74	41																																																																																																																																																																																																																																				
75	42																																																																																																																																																																																																																																				
76	42																																																																																																																																																																																																																																				
77	43																																																																																																																																																																																																																																				
78	43																																																																																																																																																																																																																																				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																																																																																																				
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																			
59	34																																																																																																																																																																																																																																				
60	34																																																																																																																																																																																																																																				
61	35																																																																																																																																																																																																																																				
62	35																																																																																																																																																																																																																																				
63	36																																																																																																																																																																																																																																				
64	36																																																																																																																																																																																																																																				
65	37																																																																																																																																																																																																																																				
66	37																																																																																																																																																																																																																																				
67	38																																																																																																																																																																																																																																				
68	38																																																																																																																																																																																																																																				
69	39																																																																																																																																																																																																																																				
70	39																																																																																																																																																																																																																																				
71	40																																																																																																																																																																																																																																				
72	40																																																																																																																																																																																																																																				
73	41																																																																																																																																																																																																																																				
74	42																																																																																																																																																																																																																																				
75	43																																																																																																																																																																																																																																				
76	44																																																																																																																																																																																																																																				
77	45																																																																																																																																																																																																																																				
78	45																																																																																																																																																																																																																																				

79	<u>44</u>
80	<u>44</u>
81	<u>45</u>
82	<u>45</u>
83	<u>46</u>
84	<u>46</u>
85	<u>47</u>
86	<u>47</u>
87	<u>48</u>
88	<u>48</u>
89	<u>49</u>
90	<u>49</u>
91	<u>50</u>
92	<u>50</u>
93	<u>51</u>
94	<u>51</u>
95	<u>52</u>
96	<u>52</u>
97	<u>53</u>
98	<u>53</u>
99	<u>54</u>
100	<u>54</u>
101	<u>55</u>
102	<u>55</u>
103	<u>56</u>
104	<u>56</u>
105	<u>57</u>
106	<u>57</u>
107	<u>57</u>
108	<u>58</u>
109	<u>58</u>
110	<u>58</u>
111	<u>59</u>
112	<u>59</u>
113	<u>59</u>
114	<u>60</u>
115	<u>60</u>
116	<u>60</u>
117	<u>61</u>
118	<u>61</u>
119	<u>61</u>
120	<u>61</u>
121	<u>61</u>
122	<u>62</u>
123	<u>62</u>
124	<u>62</u>
125	<u>62</u>
126	<u>62</u>
127	<u>63</u>
128	<u>63</u>
129	<u>63</u>
130	<u>63</u>
131	<u>63</u>
132	<u>64</u>
133	<u>64</u>
134	<u>64</u>
135	<u>64</u>
136	<u>64</u>
137	<u>65</u>
138	<u>65</u>
139	<u>65</u>
140	<u>65</u>
141	<u>65</u>
142	<u>66</u>
143	<u>66</u>
144	<u>66</u>
145	<u>66</u>

79	<u>46</u>
80	<u>46</u>
81	<u>47</u>
82	<u>47</u>
83	<u>48</u>
84	<u>48</u>
85	<u>49</u>
86	<u>49</u>
87	<u>50</u>
88	<u>50</u>
89	<u>51</u>
90	<u>51</u>
91	<u>52</u>
92	<u>52</u>
93	<u>53</u>
94	<u>53</u>
95	<u>54</u>
96	<u>54</u>
97	<u>55</u>
98	<u>55</u>
99	<u>56</u>
100	<u>56</u>
101	<u>57</u>
102	<u>57</u>
103	<u>57</u>
104	<u>58</u>
105	<u>58</u>
106	<u>58</u>
107	<u>59</u>
108	<u>59</u>
109	<u>59</u>
110	<u>60</u>
111	<u>60</u>
112	<u>60</u>
113	<u>61</u>
114	<u>61</u>
115	<u>61</u>
116	<u>61</u>
117	<u>61</u>
118	<u>62</u>
119	<u>62</u>
120	<u>62</u>
121	<u>62</u>
122	<u>62</u>
123	<u>63</u>
124	<u>63</u>
125	<u>63</u>
126	<u>63</u>
127	<u>63</u>
128	<u>64</u>
129	<u>64</u>
130	<u>64</u>
131	<u>64</u>
132	<u>64</u>
133	<u>65</u>
134	<u>65</u>
135	<u>65</u>
136	<u>65</u>
137	<u>65</u>
138	<u>65</u>
139	<u>66</u>
140	<u>66</u>
141	<u>66</u>
142	<u>66</u>
143	<u>66</u>
144	<u>66</u>
145	<u>67</u>

146	66
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)		(略)	
51	41			
52	42			
53	42			
54	42			
55	43			
56	43			
57	43			
58	44			
59	44			
60	44			
61	45			
62	45			
63	46			
64	46			
65	47			
66	47			
67	48			
68	48			
69	49			
70	49			
71	50			
72	50			
73	51			
74	51			
75	52			
76	52			
77	53			
78	53			
79	54			
80	54			
81	55			
82	55			
83	56			
84	56			
85	57			
86	58			
87	59			
88	60			
89	61			
90	61			
91	61			
92	62			
93	62			
94	62			
95	63			
96	63			
97	63			
98	64			
99	64			
100	64			
101	65			
102	65			
103	65			
104	65			

146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	68
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)		(略)	
51	42			
52	42			
53	43			
54	43			
55	44			
56	44			
57	45			
58	45			
59	46			
60	46			
61	47			
62	47			
63	48			
64	48			
65	49			
66	49			
67	50			
68	50			
69	51			
70	51			
71	52			
72	52			
73	53			
74	54			
75	55			
76	56			
77	57			
78	57			
79	58			
80	58			
81	59			
82	59			
83	60			
84	60			
85	61			
86	61			
87	61			
88	62			
89	62			
90	62			
91	63			
92	63			
93	63			
94	64			
95	64			
96	64			
97	65			
98	65			
99	65			
100	65			
101	65			
102	66			
103	66			
104	66			

105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68
125	68
(略)	

105	66
106	66
107	67
108	67
109	67
110	67
111	67
112	68
113	68
114	68
115	68
116	68
117	69
118	69
119	69
120	70
121	70
122	70
123	71
124	71
125	71
(略)	

備考 (略)

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	33			
59	34			
60	34			
61	35			
62	35			
63	36			
64	36			
65	37			
66	37			
67	38			
68	38			
69	39			
70	39			
71	40			
72	40			
73	41			
74	41			
75	42			
76	42			
77	43			
78	43			
79	44			
80	44			
81	45			
82	45			
83	46			
84	46			
85	47			
(略)				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	34			
59	35			
60	36			
61	37			
62	37			
63	38			
64	38			
65	39			
66	39			
67	40			
68	40			
69	41			
70	41			
71	42			
72	42			
73	43			
74	43			
75	44			
76	44			
77	45			
78	45			
79	46			
80	46			
81	47			
82	47			
83	48			
84	48			
85	49			
(略)				

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
59	25				
60	26				
61	26				
62	26				
63	27				

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
59	26				
60	26				
61	27				
62	27				
63	28				

64	27
65	27
66	28
67	28
68	28
69	29
70	29
71	30
72	30
73	31
74	31
75	32
76	32
77	33
78	33
79	34
80	34
81	35
82	35
83	36
84	36
85	37
86	37
87	38
88	38
89	39
90	39
91	40
92	40
93	41
(略)	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	59			
34	62			
35	65			
36	68			
37	69			
38	70			
39	71			
40	72			
41	74			
42	76			
43	78			
44	80			
45	82			
46	84			
47	86			
48	88			
49	90			
50	92			
51	94			
52	96			
53	98			
54	100			
55	102			
56	104			
57	107			
58	110			
59	113			
60	116			
61	121			

64	28
65	29
66	29
67	30
68	30
69	31
70	31
71	32
72	32
73	33
74	33
75	34
76	34
77	35
78	35
79	36
80	36
81	37
82	38
83	39
84	40
85	41
86	41
87	42
88	42
89	43
90	43
91	44
92	44
93	45
(略)	

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級 (3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	58			
34	60			
35	62			
36	64			
37	66			
38	68			
39	70			
40	72			
41	73			
42	74			
43	75			
44	76			
45	78			
46	80			
47	82			
48	84			
49	86			
50	88			
51	90			
52	92			
53	94			
54	96			
55	98			
56	100			
57	103			
58	106			
59	109			
60	112			
61	117			

62	126
63	131
64	136
65	141
66	146
67	151
(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	51			
42	54			
43	57			
44	60			
45	62			
46	64			
47	66			
48	68			
49	70			
50	72			
51	74			
52	76			
53	78			
54	80			
55	82			
56	84			
57	85			
58	86			
59	87			
60	88			
61	91			
62	94			
63	97			
64	100			
65	107			
66	114			
67	121			
68	125			
69	125			
70	125			
(略)	(略)			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	58			
34	60			
35	62			
36	64			
37	66			
38	68			
39	70			
40	72			
41	74			
42	76			
43	78			
44	80			
45	82			
46	84			
47	85			
48	85			
(略)	(略)			

62	122
63	127
64	132
65	138
66	144
67	150
(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級(3級 から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	50			
42	52			
43	54			
44	56			
45	58			
46	60			
47	62			
48	64			
49	66			
50	68			
51	70			
52	72			
53	73			
54	74			
55	75			
56	76			
57	78			
58	80			
59	82			
60	84			
61	87			
62	90			
63	93			
64	96			
65	101			
66	106			
67	111			
68	116			
69	119			
70	122			
(略)	(略)			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	57			
34	58			
35	59			
36	60			
37	62			
38	64			
39	66			
40	68			
41	70			
42	72			
43	74			
44	76			
45	78			
46	80			
47	82			
48	84			
(略)	(略)			

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	59				
26	62				
27	65				
28	68				
29	70				
30	72				
31	74				
32	76				
33	78				
34	80				
35	82				
36	84				
37	86				
38	88				
39	90				
40	92				
41	93				
42	93				
43	93				
44	93				
(略)	(略)				

備考 (略)

三 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	58				
26	60				
27	62				
28	64				
29	66				
30	68				
31	70				
32	72				
33	74				
34	76				
35	78				
36	80				
37	81				
38	82				
39	83				
40	84				
41	86				
42	88				
43	90				
44	92				
(略)	(略)				

備考 (略)

附 記

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を整備する。

2 改正内容

- (1) 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正する。
- (2) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第66号

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年2月14日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則案

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第五十五号。以下「令和四年改正給与条例」という。)附則第四項から第六項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員)

第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 令和五年四月一日(以下「切替日」という。)以降に初任給基準異動(給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}第二十一号。第三号において「初任給等規則」という。)別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員

二 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員

三 切替目前に次に掲げる期間(以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等規則第四十二条、職員の子児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。)第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)第十一条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの

イ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

ロ 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下この号及び次条第一項第五号において「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ハ 法第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ニ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 地方公務員の子児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第四号において「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第十二条に規定する病欠休暇、介護休暇又は福利厚生等休暇の承認を受けていた期間

ト 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定める期間

リ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に暫定再任用職員異動(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項(この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項(この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。)について行い勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。)をした職員

六 切替日以降に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員

(令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規

定による給料として支給する。

- 一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が一回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - 二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
 - 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - 四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 育児短時間勤務等をしている職員 令和四年改正給与条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。次号において「改正前の条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（以下この号において「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額
 - 五 暫定再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 当該暫定再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員 改正前の条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（以下この号において「切替前の再任用給料月額」という。）
 - ロ 当該暫定再任用職員異動後において法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該暫定再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - 六 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第六項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（教育職給料表三級に昇格する者の令和四年改正給与条例附則第四項の適用）

第六条 切替日以降に令和四年改正給与条例別表第一又は別表第二の三級に昇格する者のうち、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額及び教職調整額の合計額に満たない職員にあつては、令和四年改正給与条例附則第四項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に教職調整額を加えた額」とする。

(この規則により難い場合の措置)

第七条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による 給料に関する規則案要綱

1 制定理由

公立学校職員の給与に関する条例に基づき、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則を制定する。

2 制定内容

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定に基づき、給料表の改定に伴い新たに受ける給料月額が令和5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、経過措置として支給する給料（以下「経過措置額」という。）に関し、切替日の前日に受けていた給料月額を算定基礎額としない場合や切替日以降の採用者に経過措置額を支給する場合の取扱いその他所要の事項を定める。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

報告1

令和5年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について

令和5年度三重県職員（機関士・航海士）採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年2月14日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長



(別紙)

令和5年度三重県職員(機関士・航海士)採用選考試験の結果について

1 試験日と試験内容

試験日 令和5年1月8日(日)

試験内容 教養試験、作文試験、人物試験(面接)、適性検査

2 結果

職種 技術職員(機関士)

採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
2	1	1	1

職種 技術職員(航海士)

採用見込数	申込者数	受験者数	合格者数
1	2	2	0

